

重要なお知らせ 【済生会川口看護専門学校 同窓会会員の皆様へ】

2025 年（令和 7 年）6 月

済生会川口看護専門学校同窓会
会長 金指 幸子

済生会川口看護専門学校同窓会（以下「本会」という）は、平成 7 年 4 月 22 日の総会にて会則および役員
員の承認を得て活動をしております。

済生会川口看護専門学校（以下「母校」という）は、今年 3 月に 44 期生が卒業し本会会員となりました。
多くの卒業生が社会に飛び出し活躍していることは、喜ばしい限りです。

4 月には 47 期生が入学し、半世紀近い母校の教育活動に感謝を申し上げるとともに、今後の益々の活躍を
ご期待します。

2025 年 6 月 30 日に母校の新校舎が竣工予定であり、8 月に移転・9 月運用開始の方向で進行しております。
これを契機に同窓会の在り方を改めて検討いたしました。

済生会川口看護専門学校同窓会の解散の提案

役員の活動は、日常勤務等の兼務や役員の私的事情により、運営が滞る現状があり存続の困難を感じています。
今回の学校新築に際して看護教育の発展に寄与するため、本会の同窓会費を寄贈することを以て、同窓会の資産
を処理し解散することを 役員会決議案として提案させていただきます。

会員の皆様には、決議承認について ハガキで通知いたしました。

決議案の詳細をホームページに掲載しましたので、確認のうえ返信してください。

回答の提出期日： 2025年(令和7年)7月17日(木)まで 必着

会員のみなさまのご理解とご承認をお願い申し上げます。

決議内容は以下のとおりです。

第1号決議案 済生会川口看護専門学校同窓会の解散について

本会の活動は役員の日常業務との兼務で行われ運営の困難さや心理面での限界を感じています。

財産經理の管理について、母校に監査指導があったという状況もあり、本会の継続は難しいと役員会で判
断しました。

新校舎移転に際し、本会の資産を母校に寄贈し、母校の益々の発展を祈念することとし、本会の解散を
役員会で決議しました。

1. 解散時期：母校が移転し新校舎運用開始前の 2025 年（令和 7 年）8 月中に本会財産の寄付を行い、
解散手続きを完済のうえ、9 月 30 日をもって本会を解散する。

2. 本会の備蓄資産： 令和 7 年 5 月 31 日時点の財産状況 約 233 万円

3. 本会の現状認識：

- 1) 平成 7 年 4 月 22 日（土）総会にて、会則および役委員の承認を得た。
- 2) 会費は卒業時に、入会金 1000 円＋会費 2000 円 計 3000 円を納入。
卒業生名簿（住所・電話含む）を提出してもらう
- 3) 主な活動は、戴帽式（4 月） 戴帽生へのお祝いに 花束を贈呈する
卒業式（3 月） 卒業生へのお祝いに 人数分の花を個包し花束で贈呈する
卒業者に同窓会の入会案内と会費納入の説明、名簿の提出を母校に依頼する

一解散提案の経緯一

- * 総会は定例開催ができず、役員改正せずに現在に至る
 - * 財産管理については本会会計が行っているが、経理管理上・学校へ移譲する方がよいという監査指導があり、活動状況から考慮し本会の今後の方向性を考えることとなった。
 - * 令和7年4月、役員9名中7名（2名は連絡先不明）と協議をした結果、本会の活動は、役員の兼務での運営の困難さと心理面において限界があると感じている。 また、役員改正をするにあたり運営の兼務は同様と推察し、役員人選が難しいと判断した。
 - * 新校舎移転に際し、教育活動に役立ててもらふ趣旨で母校へ寄附し、財産の処分を行う。
 - * 役員会で本会の解散を提案することの承認を得た。（不明2名を除く7名の賛同78%）
- 会則 第16条 役員会の議事は、出席者の過半数をもって可決する。

第2号決議案 済生会川口看護専門学校同窓会の会則改正について

本会の解散に伴い、本会会則の改正が必要です。

＜改正ポイント＞

1. 総会・役員会等の機能ならびに役員の職を廃止し、執行代理人を選任し役割を移行する
2. 執行代理人は、本会に関するすべての事項を処理する権限を有し、その決定は執行代理人の合議で行うものとする
3. 執行代理人には、母校の管理者を1人以上含むこととする
4. 会則は、2025年（令和7年）9月30日をもって失効し、本会は活動を停止するものとする
ならびに、会則失効とともに執行代理人も退任し役割を失う。
5. 改正会則の施行日は、令和7年7月22日とする

7月17日（木） 解散提案と会則改正の議案 会員の回答提出期日

7月18日（金） 会員の皆さんの回答を確認のうえ、会員の過半数をもって承認されたものとします
返信がない場合、決議に一任したものと承認と判断します

7月22日（火） 執行代理人に役割を委譲し、解散手続きを開始します

※ 会員へのハガキの郵送について

- ① 卒業時に記入して頂いた連絡先（ご実家）に郵送することを基本とした
- ② ご本人に確認のうえ住所（改姓含む）変更がある場合は、更新した住所に郵送した
- ③ 上記①②に該当せず、住所が不確定の場合は、郵送を見送ることとした

ご承知くださいますよう よろしくお願ひいたします

済生会川口看護専門学校同窓会会則 改正案

<新旧対照表>

下線は削除、

太字は改正内容

旧	新
第1章 名 称 第1条 本会は済生会川口看護専門学校同窓会と称する。 第2章 目的および事業 第2条 本会は会員相互の親睦と連携を深め、会員の教養と専門的学識技能の高揚をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。 第3条 本会は前条の目的を達成するために下記事業を行う。 1. 親睦会、研修会、講演会、懇談会を開催する。 2. 学校と連絡提携をはかる。 3. その他、本会の目的達成上必要な事項。 第3章 事務局 第4条 本会の事務局を済生会川口看護専門学校に置く。 第4章 会 員 第5条 本会の会員は済生会川口看護専門学校の卒業生とする。 第5章 顧 問 第6条 本会に顧問を若干名置く。 1. 顧問は、<u>学校長、教職員とし、本会の運営について適切な助言を与えるものとする。</u> 第6章 役 員 第7条 本会に下記の役員を置く。 1. 会長（ 1名 ）、副会長（ 2名 ） 2. 書記（ 2名 ）、会計（ 2名 ） 3. 会計監査（ 2名 ） 4. 連絡員（ 卒業年次ごとに2名 ） 第8条 会長は総会で選出し、本会を代表して会務を総括する。 第9条 副会長は総会で選出し、会長を補佐し、会長の事情あるときはその職務を代行する。 第10条 書記・会計・会計監査は、連絡員の中から会長がこれを委託し、庶務会計その他のことを掌する。 第11条 連絡員は、各卒業年次で選出し、本会の連絡事項を会員に伝え、また会員の動静を報告する。 第12条 役員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。 第7章 役員会 第13条 役員会は役員にて組織する。 第14条 役員会は会長が招集し、会長がその議長となる。 第15条 役員会は毎年1回開く。 1. 会長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。 第16条 役員会の議事は、出席者の過半数をもって可決する。	第1章 名 称 第1条 本会は済生会川口看護専門学校同窓会と称する。 第2章 目的および事業 第2条 本会は会員相互の親睦と連携を深め、会員の教養と専門的学識技能の高揚をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。 第3条 本会は前条の目的を達成するために下記事業を行う。 1. 学校と連絡提携をはかる。 2. その他、本会の目的達成上必要な事項。 第3章 事務局 第4条 本会の事務局を済生会川口看護専門学校に置く。 第4章 会 員 第5条 本会の会員は済生会川口看護専門学校の卒業生とする。 第5章 執行代理人 第6条 本会に、執行代理人を置く。 1. 執行代理人は、役員会において選任する。但し、執行代理人には、済生会川口看護専門学校の管理職者を1名以上含むものとする 2. 執行代理人の任期は、これを定めない 3. 執行代理人は、共同で本会を代表して会務を総括し、合議により本会に関わるすべての事項を処理する 第7条 執行代理人は、会員に本会の活動状況を報告する 1. 会員に対する報告をホームページへの掲載により行う 2. 済生会川口看護専門学校の学校長に対しては文書により行う

第17条 役員会に付議すべき事項は、下記のとおりである。

収支予算を決めること。

1. 収支予算を認定すること。

2. 本会の事業計画を立てること。

3. その他

第8章 総 会

第18条 総会は隔年ごとに1回開催する。

第19条 総会の成立は委任状を含め、会員の1／3以上とする。

第20条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって可決する。

第21条 総会で決議すべき事項は、下記のとおりである。

1. 会長、副会長の選出

2. 予算決議の承認

3. 会則の変更

4. その他

第9章 会 費

第22条 本会の会計年度は、4月5日より翌々年4月4日までとする。

第23条 本会の経費は入会金、会費、寄附金、その他の収入とする。

第24条 会費は年間1000円とし、納入方法は総会時に納入する。但し、入会時は、入会金1000円と2年分の会費2000円を納入する。

第25条 本会の維持資金は、確実な金融機関に預金し管理する。

附 則

会員は住所の移転、その他（氏名・勤務先等）の移動のあるときは直ちに連絡員に報告しなければならない。

附 則

この会則は、平成7年4月22日、総会の承認を経て施行する。

第6章 会 費

第8条 本会の経費は入会金、会費、寄附金、その他の収入とする。

第9条 本会の維持資金は、確実な金融機関に預金し管理する。

第7章 改 廃

第10条 この会則の改廃は、執行代理人の合議によりこれを行う。

附 則

会員は住所の移転、その他（氏名・勤務先等）の移動のあるときは直ちに連絡員に報告しなければならない。

附 則

この会則は、平成7年4月22日、総会の承認を経て施行する。

附 則

1. この会則は、令和7年7月22日より改正施行する

2. この会則の改正施行に伴い、本会の役員、顧問の地位にあるものは、令和7年7月21日をもって、その地位を失うものとする。

3. この会則は、2025年(令和7年)9月30日をもって効力を失うものとする。

それに伴い執行代理人の任も失うものとする。

＜解散までの進行予定＞

● 執行代理人の決定

1) 総会・役員体制の廃止と執行代理人の導入

解散までの本会の運営については、会則を改正し 2025 年（令和 7 年）7 月 22 日以降から役員会による業務は、執行代理人に移行したうえで新たに運営を行う。

2) 執行代理人の概要

- ① 執行代理人のうち 1 人以上は、母校の管理者を含むものとする。
- ② それ以外は、本会の役員会で選任するものとする
- ③ 任期は、本会の解散とともに任を解くものとする

代理人選出： 金指幸子（現会長、卒 1 回生）	櫻井靖子（前副学校長、卒 2 回生）
小野塚淳子（現会計、卒 6 回生）	
中島由希江（現副学校長、同窓会顧問）	須崎有里子（教務主任、同窓会窓口）

3) 執行代理人の権限

執行代理人は、本会を代表して会務を総括する

4) 会員への報告

執行代理人は、本会の活動状況について母校のホームページを通して会員に報告するものとする

● 財産の処分

- ・ 解散の通知に伴う通信費（郵送費、印刷費）等の雑費を除き、本会から母校への寄附に充当する
- ・ 寄附は、学校教育の発展を趣旨として、母校の希望に沿うように対処するものとする。
- ・ 財産がすべてなくなった時点で、金融機関の口座（埼玉りそな銀行・西川口支店）を解約し、金融機関届出印は廃印する。

● 会員名簿

本会が管理する会員名簿は、母校に移管するものとする。また、会員名簿と母校卒業生名簿は同類の内容につき、移管後の管理は学校の規則に基づく運用のもとに管理を委譲するものとする。

● 解散決議事項の告知等

1) 会員に対する告知

会員に対しては決議事項の要旨を記載したハガキを送付するとともに、決議事項の内容については活動報告・解散完了のお知らせを母校のホームページに掲載し閲覧できるようにする。

2) 済生会川口看護専門学校に対する告知

母校の学校長に対し書面により通知する。

● 本会解散後の卒業生の活動

本会が解散した場合でも、卒業生が同窓生であることに変わりなく、会員が自主的に同学年、あるいは同郷の集まりなど、様々な形で交流がなされることを期待する。また、母校の活動状況はホームページや SNS を通じて関心をもって応援していただきたい。

解散までの手続きの流れ(経過)

3月10日(月) 4月6日(日)	本会の会長と会長を補佐する役割で母校を退職した前副学校長(前同窓会顧問)の2名で、同窓会の現状について話し合い検討した。 活動継続か解散か、日常業務と兼務の困難さ、経理管理の会計者負担および母校の監査指導の内容を考慮し、本会財産を母校の新築に合わせ寄附することをもって母校の教育に寄与し、本会は解散する方向でいくことを検討した。新校舎移転に伴い、母校の発展を祈念することが大きな思いである。 役員の意見を確認し方向を決めていくこととした。
4月8日(火)	同窓会役員と本会の今後について説明し検討した。 会計管理や活動維持が困難という点で同窓会を解散する方向で賛同が得られた。
4月18日(金)	母校の副学校長(同窓会顧問)に、本会役員会の意向を伝えた。 相談の日時を調整 ⇒ 5月20日(火) 13:30
5月20日(火)	同窓会解散の手順、会則の改正内容、執行代理人について確認する 寄附の内容について、母校の希望に応じることを伝える
5月21日以降	同窓会の役員会に経過を報告する。 会則改正と執行代理人選任に関する同意を得る。
5月末から 6月第2週までに	同窓会解散に関する通知ハガキを会員へ送付する。 ① 同窓会会則の改正についての書面決裁のため、往復ハガキで通知し承認回答を <u>7月17日(木) 必着 を期日とし返信してもらう。</u> ② 返信がない場合は決議一任し承認されたものと判断することを明記する。 ③ 議事は、会員の過半数の承認をもって可決され、承認を確認のうえ解散手続きを開始する。 ④ 決議事項および会則の改正内容は、母校のホームページに掲載し閲覧できるようにする。
7月	<u>7月18日(金)に会員の回答・承認を確認のうえ7月22日(火)より執行代理人が解散手続きを開始する。</u> 母校学校長あてに、同窓会解散を文書で通知する。 寄附内容は、寄付金または物品にて贈呈(母校の希望に応じて) 学校の寄附規程に準じて、手続きをすすめる
8月	母校へ同窓会資産の全額を寄贈する。 ただし、会員への通知に発生した郵便料金・印刷代金等の実費分を除外した金額。 寄付金の場合、振込手数料を差し引いた額を指定された口座へ入金する
9月	銀行口座解約、同窓会名簿と同窓会記録は学校に移管する。 9月30日までに 活動報告・解散完了のお知らせを学校ホームページに掲載する 9月末日をもって執行代理人退任・本会解散・会則失行。